





富山県知事 新 田 八 朗

## 1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

## 2 受講対象

消防設備士免状の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

## 3 講習日時及び場所

講習日時	講習区分	場所
令和4年10月13日(木) 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和4年10月14日(金) 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和4年10月19日(水) 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和4年10月20日(木) 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和4年10月25日(火) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和4年10月26日(水) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和4年10月27日(木) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館

## 4 受講手続

受講申請書を令和4年9月1日(木)から同年9月12日(月)までの間に、一般財団法人富山県消防設備保守協会(富山市花園町四丁目5番20号)へ提出する

こと。

- 5 その他詳細については、一般財団法人富山県消防設備保守協会（電話076-422-1135）又は富山県危機管理局消防課（電話076-444-4589）に問い合わせること。

### 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和4年6月20日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
富山県防災・危機管理センター（仮称）に係る研修用備品等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年5月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社堀江商会 富山市婦中町外輪野1430番地1
- 5 落札金額  
37,510,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和4年4月8日

## 二級建築士の業務停止処分について

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年6月20日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和4年6月13日

2 処分を受けた建築士の氏名等

氏名	建築士の別	登録番号
講神 幸彦	二級建築士	富山県知事登録 第6858号

3 処分の内容

業務の停止7月間（令和4年7月1日から令和5年1月31日まで）

4 処分の原因となった事実

(1) 滑川市内の一戸建て住宅の新築工事について

ア 設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項の規定に違反し、建築物の敷地が道路に2メートル以上接しない設計を行い、当該設計に基づき工事施工者として工事に着手した。なお、工事着手時点で当該住宅は同条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可を受けておらず、同項に規定する同条第1項の規定を適用しない建築物には該当しない。

イ 当該工事の工事施工者として、建築基準法第6条第8項の規定に違反し、同条第1項に規定する確認済証の交付を受けずに当該工事に着手した。

(2) 工事監理者としての業務について

工事監理者として、複数の工事監理を行い、工事監理が終了したにもかかわらず、建築主に建築士法第20条第3項の規定による報告をしなかった。

(3) 設計受託契約又は工事監理受託契約の締結について

ア 建築士事務所の開設者として、複数の設計受託契約又は工事監理受託契約の建築主との締結に際し、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等を

して、当該契約に係る建築士法第24条の7第1項に規定する重要事項を記載した書面を交付して説明させることをしなかった。

イ 当該契約を締結したにもかかわらず、当該契約の委託者に対し、建築士法第24条の8第1項に規定する書面を交付しなかった。